

■発行／新潟県古志郡山古志村役場 電話 (0258) 59-2330 ■印刷／大川印刷株式会社 ■10月4日発行



▲「知恵の輪」を演じる川上忠一さん

▼88歳の記念品を受け取る小川金作さん



九月十五日、「敬老の日」に、村民会館で敬老会が開かれました。昨年までは各地区で行われていましたが、今年は村のお年寄りみんな一緒に集まつてもらい、長寿を祝つたのです。七十歳以上のお年寄り三百四十七人（対象四百二十二人）が集まり、会場の大ホールはぎっしりでした。村長式辞、記念品贈呈、祝辞の後、祝賀会に入りました。民俗芸能協会の唄、踊りのアトラクション、また、お年寄りの唄なども披露されました。

「敬老会」

みんないつしよの
長寿を祝つて

健康相談

～日ごろから心と身体の健康管理を～

期日	会場	時間
10月17日(木)	虫亀診療所	10:00~12:00
18日(金)	種芋原上村担い手センター	10:00~15:00

健康保険法が改正され、10月1日から実施されます。

広報やまこし 昭和59年10月 (10)

狂犬病予防注射

犬を飼っている人は、必ず受けてください。

10月23日(火)	虫亀診療所	10:15~10:45
	東竹沢診療所	11:00~11:20
	役場	11:30~12:00
	民俗資料館	13:00~13:20
	種芋原公民館	13:40~14:00

※登録料—2,100円 注射料—1,610円

(春に登録した人は注射料のみ。当日受けられない場合、後日往診しますが、注射料金が3,700円になります)

・サラリーマン本人も一割負担に
・国保に退職者医療制度を新設

10月1日から

健康保険制度が 変わりました



お知らせ

サラリーマン（被用者保険本人）も、病院などにかかるとき、医療費の一割を支払わなければならぬようになりました。初診時と度以降の国会で承認を受けた日から二割負担になりました。入院時の一部負担金はなくなりました。

ただし、医療費に届け出た医療機関の一部負担金は、次のとおりとなります。

- 一、五〇〇円以下一一〇円
- 一、五〇一円一二五〇円
- 一、一〇〇円
- 二、五〇一円一二五〇円
- 二、三〇〇円



国保の退職者医療制度

会社などを退職し、国民健康保険に加入した人のために、退職者医療制度が発足しました。対象者は、現在国民健康保険に入している人で、厚生年金や船員保険、各種共済組合の被用者年金を受けている人とその扶養家族の方です。（ただし通算老齢（退職）年金受給者については、国民年金を除く加入期間が、二十年以上または四十歳以後十年以上あることが必要です）。また、老人保

金の対象になる人は除かれます。この制度の対象者は、病院などで支払う自己負担額が、これまでの三割から次のように軽減されます。※受診の際は、保険証とともに必ず「退職被保険者等証明書」を提示してください。

患者が一か月に支払う最高限度額は五万一千円（従来どおり）、低所得者三万円です。この高額療養費制度に、新たに次のことが定められました。

①一世帯で三万円以上（低所得者一万一千円）かかった人が二人以上いるときは、合算して適用されます（例えば、母三万円、子五千円のとき、合計八万円と最高限度額の差額一万九千円が戻ります）。

②一世帯で、高額療養費の支給を年四回以上受けるときは、四回所得者一万一千円になります。

③血友病など、長期で高額の療養者の最高限度額は一万円です。

病院などの窓口で支払う一部負担の額

	今まで	改正後
①サラリーマン	外来=初診に800円 入院=1日に付き500円	診療のたびにかかった額の1割
②①の扶養家族	外来=かかった額の3割 入院=かかった額の2割	変わらず
③自営業など国民健康保険に加入している人	かかった額の3割	変わらず
④退職サラリーマン	かかった額の3割	かかった額の2割
⑤④の扶養家族	かかった額の3割 入院=かかった額の2割	かかった額の3割 入院=かかった額の2割

患者が1か月に支払う最高限度額

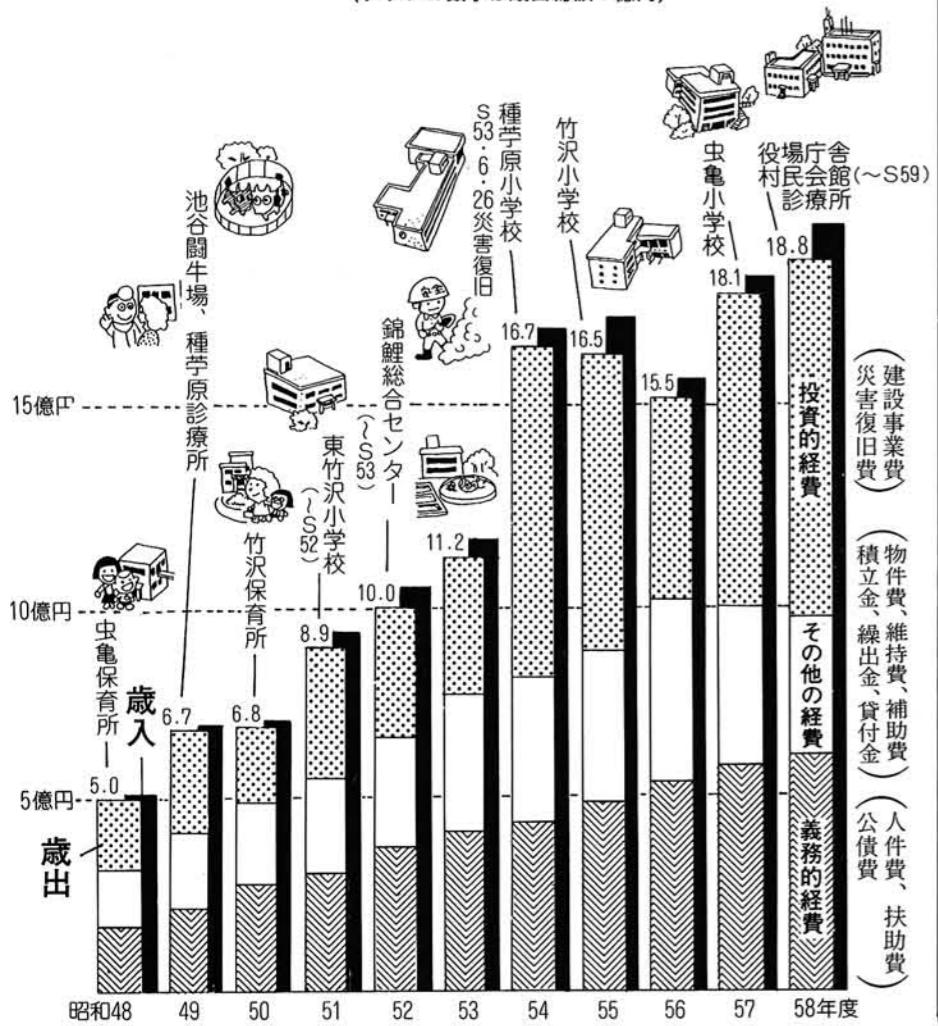
	今まで	改正後
一般	51,000円	変わらず
低所得者 (市町村民税の非課税者、生活保護を受けている人)	サラリーマン…15,000円 自営業…39,000円	30,000円

「義務的経費」では、人件費は業をしました。
建設事業費と災害復旧費を合
せた「投資的経費」は九億円余り
となつておりますが、それでも建設事業費と災害復旧費を合
わせた「投資的経費」は九億円余り
となつておりますが、それで三・四%減つています。
性質別歳出では、役場庁舎等の建設や道路整備などで、建設事業費が過去最高の八億二、九二四万円、歳出総額の四四・六%を占めました。災害復旧費は前年より五・四%減つていますが、それで三・四%減つています。
「義務的経費」では、人件費は業をしました。

ほぼ前年度並み。扶助費は、老人医療費が老人保健会計に移行したため約三分の一に減りました。しかし、村の借金を返す公債費は前年度より三〇・六%も増えました。義務的経費の合計でも五・六%増えています。まだ村債の未償還元金一五億円、利子七億円の合計三億円(村民一人当たり六四万円)が残されており、来年度以降も借金の返済に苦労し続けなければなりません。

一般会計決算額の推移 (S48~58)

(グラフの数字は歳出総額: 億円)



村政最大の事業を実施

五十八年度一般会計歳出総額は一八億七、七〇五万円、村民一人当たりになると五四万一千円となりました。前年度より六、四五八万円、三・六%増加です。

最大の事業は、何といっても役場庁舎、村民会館、診療所の建設です。事業費は五億七、三九〇万円(五十九年度分も合わせると七億一、四三〇万円)と、歳出総額の三〇・六%を占めています。この役場庁舎と村民会館の建設で総務費がトップ。次いで公債費、十四年度に一億円を超えたと思つたら、もう一億五千万円、毎年うなぎ登ります。三番目には、道路整備や除雪費などにより土木費が上がっています。

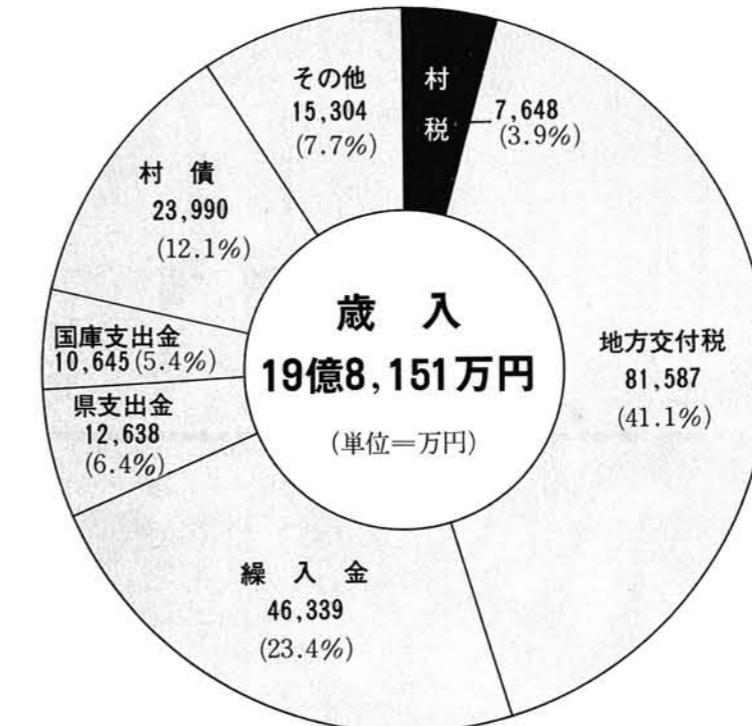
性質別歳出では、役場庁舎等の建設や道路整備などで、建設事業費が過去最高の八億二、九二四万円、歳出総額の四四・六%を占めました。災害復旧費は前年より五・四%減つていますが、それで三・四%減つていますが、それで三・四%減つています。



58年度決算

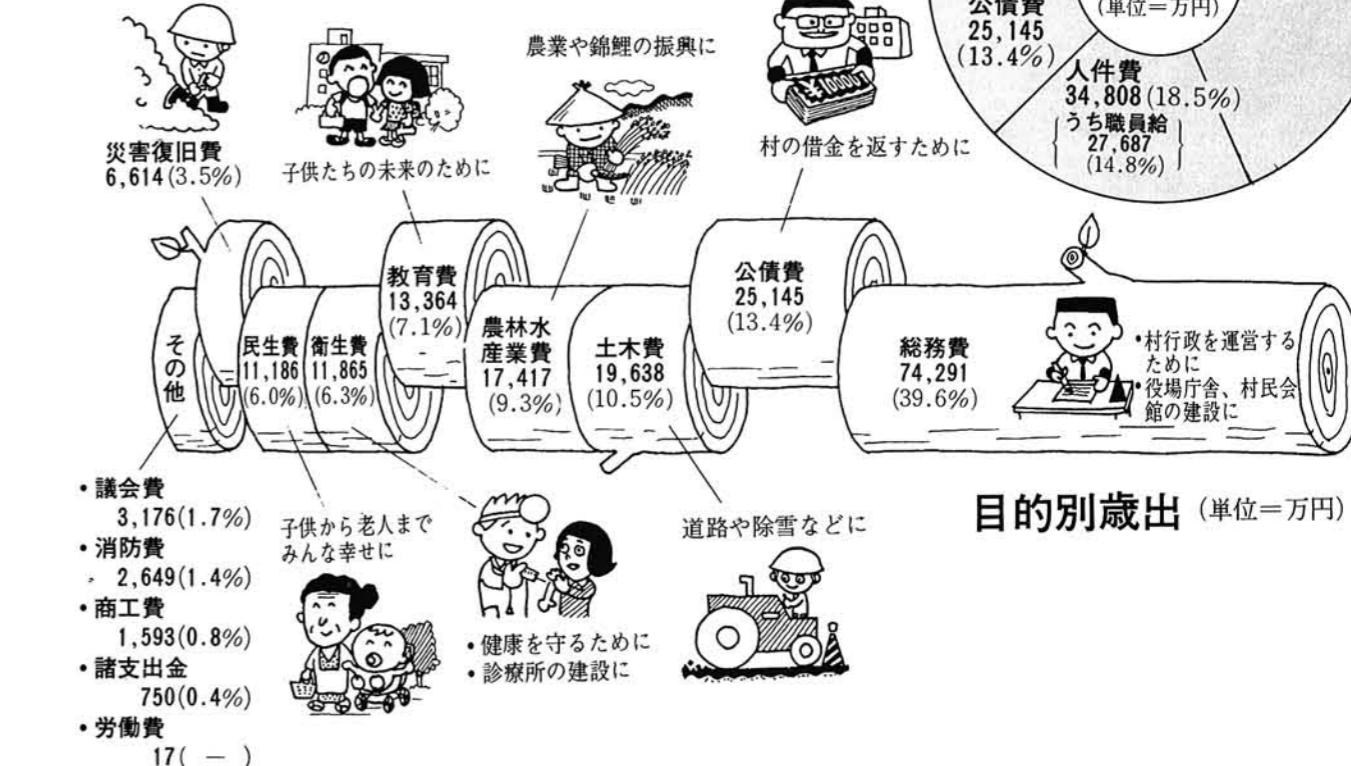
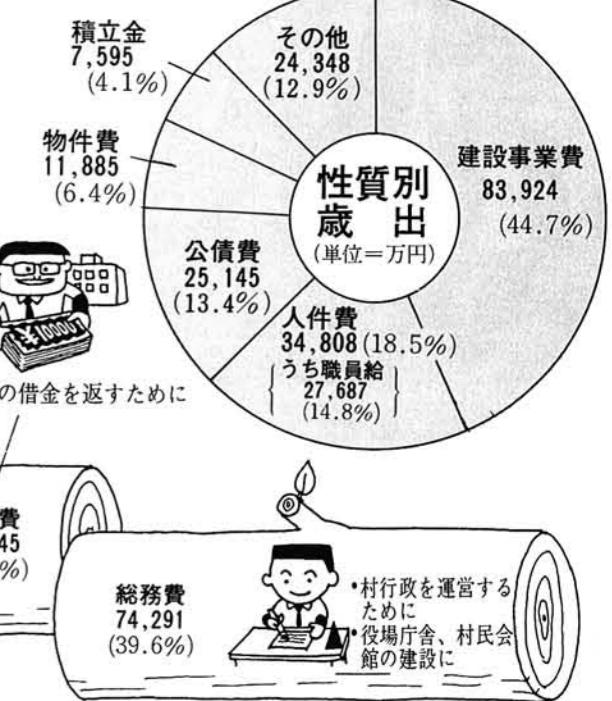
一般会計19億円の家計簿

五十八年度の決算がまとまり、九月議会で認定されました。当初一八億一〇八〇万円でスタートした一般会計の歳出決算は一八億七、七〇五万円。歳入歳出差引一億〇四四六万円の黒字で、健全財政を保つことができました。役場庁舎、村民会館、診療所の建設という村政最大の事業を行い、前年より三・六%増え、過去最高の決算です。十年前四十八年度歳出と比べると、四倍にもなっています。



歳出 18億7,705万円

(歳入歳出差引 1億0,446万円)



目的別歳出 (単位=10,000円)

